

有害ごみ

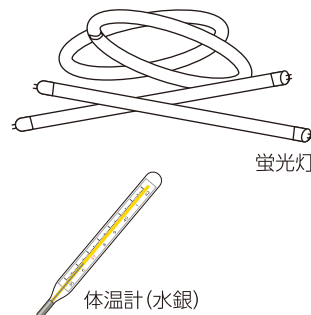
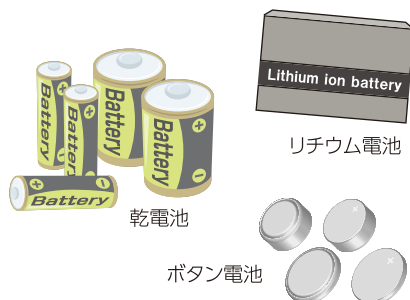
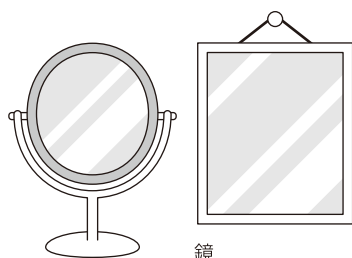


4月・8月・12月（年3回）

第○水曜日

- ★ごみは必ず透明か半透明の袋に入れ中身が見えるように出してください。
- ★ごみは**収集日の朝8時まで**に出してください。
- ★お住まいの地区の収集曜日をご記入ください。

対象となるもの



- ★中身がはっきりわかるように透明な袋に入れ「有害ごみ」と明記してください。
- ★鏡や蛍光灯は割れないように措置をした上で出してください。
- ★電池類はセロハンテープなどで絶縁措置をしてください。

小型充電電池について

リチウムイオン電池等の充電式電池は、強い力が加わると発火する性質を持っています。近年、小型充電電池が含まれたモバイルバッテリーやコードレス家電製品がごみに混入しパッカー車が燃える、ごみ処理施設が燃えるといった事案が全国各地にて発生しています。これらの小型充電電池は家電量販店等のリサイクルボックスでリサイクルするか、端子部分を絶縁措置した上で有害ごみに出してください。またコードレス家電製品に付属している充電式電池は、取り外せる場合、絶縁措置後有害ごみに、取り外せない場合は、使用済小型家電としてそのまま出してください。

カンごみ



毎月第2土曜日

- ★ごみは必ず透明か半透明の袋に入れ中身が見えるように出してください。
- ★ごみは**収集日の朝8時まで**に出してください。

従来、リサイクルの回収品目として大字にて回収していましたが、令和7年4月から資源ごみとして行政収集に変更します。

対象となるもの



- ★種類ごとに分ける必要はなく、対象となるカン同士混同しても構いません。
- ★飲料カンは中身を空にして水洗いしてください。
- ★タバコ等の異物は入れないでください。



出せないもの

- スプレー缶（スプレー缶は燃えないごみの日に他のものと混同せず、スプレー缶のみ袋に入れ出してください。）
- 13 cm×13cm×18 cmを超える缶（燃えないごみの日に出してください。）
- 塗料の缶（中身を使い切って燃えないごみの日に出してください。）